

VI 地区計画

○地区計画とは

今までのまちづくりは、都市の大まかな骨組を作ることに重点がおかれ、生活するみなさんの視点に立ったきめ細かいまちづくりが、十分には行われていませんでした。そこで比較的小規模な地区を対象に、その地区のみなさんが主体となって、地区の特徴を生かし、必要に応じたきめ細かなルールを選ぶことができる地区計画制度が昭和55年都市計画法により創設されました。

この制度は、都市計画法による開発行為等や建築基準法による建築確認等の制限を補完し、住民による民主的手続きのもとに、より地域住民の意向を反映したまちづくりのルールを定めることができるものとして、大きな特色があるものといえます。こうした制度を大いに活用し、みなさんと町が協力して、調和のとれた住み良いまちづくりを目指します。

栄町では、**竜角寺台**、**酒直台**、**安食台2・3・4丁目**、**南ヶ丘**、**上前**、**安食台1・5・6丁目**の6地区が地区計画制度を導入しています。

| 名 称 | 区 域 | 面 積 | 決 定 告 示 |
|------------------|---------------------------------------|---------|------------|
| 竜角寺台地区地区計画 | 竜角寺台地区全域 | 約75.9ha | 平成7年9月1日 |
| 安食台2・3・4丁目地区地区計画 | 安食台二・三・四丁目の各一部の区域 | 約36.9ha | 平成9年1月17日 |
| 酒直台地区地区計画 | 酒直台地区全域 | 約20.4ha | 平成9年1月17日 |
| 南ヶ丘地区地区計画 | 南ヶ丘地区全域及び南字下未高の一部の区域 | 約16.5ha | 平成10年8月7日 |
| 上前地区地区計画 | 安食字上前及び安食台六丁目の各一部の区域 | 約 1.9ha | 平成11年3月16日 |
| 安食台1・5・6丁目地区地区計画 | 安食字上前、安食台一丁目、安食台六丁目の一部の区域及び安食台五丁目の全区域 | 約23.7ha | 平成13年5月11日 |

○地区計画及び土地区画整理事業位置図

